国際電報サービス契約約款

令和2年4月1日

KDDI株式会社

国際電報サービス契約約款

第1章 総 則

(取扱いの準則)

第1条 当社が提供する国際電報サービスは、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号。以下「憲章」といいます。)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号。以下「条約」といいます。)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)その他の法令の規定によるほか、この国際電報サービス契約約款(料金表を含みます。以下「この契約約款」といいます。)によって取り扱います。

(契約約款の変更)

第2条 当社は、民法の定めに従い、この契約約款を変更することがあります。この場合には、当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページ その他相当の方法で周知するものとし、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

(用語の定義)

第3条 この契約約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

新 0 木	n f g n n v l l l l l l l l l l l l l l l l l
用語	用語の意味
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像
	を送り、伝え、又は受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他
	電気通信設備を他人の通信の用に供すること
国際電報サービス	当社が提供する電気通信サービスであって、電気通信設備を
	使用して本邦と外国との間の電報(以下「国際電報」といい
	ます。)による他人の通信を媒介するもの
国際電報サービス取扱所	国際電報サービスに関する業務を行う当社の事業所及び当社
	からの委託によりこれらサービスに関する業務を取り扱う者
	の事業所
受持配達国際電報サービ	受取人の居住する場所をその受持配達区域としている国際電
ス取扱所	報サービス取扱所

(外国における取扱制限)

第4条 国際電報サービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

(伝送及び配達の順位)

第5条 国際電報の伝送及び配達の順位は、次表のとおりとします。

順位	電報の種類等
1	人命安全電報
2	国際連合憲章電報、先順位を請求した官報、気象電報

3 先順位を請求しない官報、赤十字電報、一般私報、郵便送金電報、ITU料金免除 電報

備考 同一順位の電報相互間の順序は、その電報の受付又は受信の先後によります。

(非常事態が発生した場合等における利用の制限)

第6条 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生、又は電気通信設備の障害その他の 事由により、国際電報サービスの提供が著しく停滞し、又は停滞するおそれがあるとき は、その停滞の程度に応じ、別表第2号に掲げるいずれかの措置を行うことがあります

第2章 国際電報サービス

第1節 通 則

(取扱地域)

第7条 本邦との間に国際電報を取り扱う地域は、当社が別に定めるとおりとします。

(使用できる文字、数字及び記号)

第8条 国際電報に使用できる文字、数字及び記号は、次のものに限ります。

WXYZ
$0 \Lambda 1 L$
加算の記号) は、孤立して
来ません。また、この記
国があります。

備考

国際電報に記載される次の文字又は記号は、次のとおり伝送します。

- 1 E(音符の付いたE)は、文字のEと伝送します。
- 2 X(乗算の記号)は、文字のXと伝送します。
- 3 %(パーセントの記号)は、0/0(パーセントの記号が孤立している場合)又は-0/0と伝送します(0は数字とします。)。
- 4 0/00(千分率の記号)は、0/00(千分率の記号が孤立している場合)又は-0/00と伝 送します(0は数字とします。)
- 5 ""(引用符)は、""と伝送します。

(危険負担による発信)

第9条 発信人が遅延若しくは不達のおそれのあること又はあて名が不十分であることを 承知して国際電報を発信する場合は、当社は発信人の危険負担としてその電報を受け付 けます。

(取扱いを義務とする国際電報)

第10条 次の種類の国際電報は、第7条(取扱地域)に規定するいずれの国とも取り扱います。

種類 内 容 憲章第40条の規定に基づく次の電報 (1)海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関する電報。 (2)伝染病に関する特別に緊急な電報で、世界保健機関の本部又はその地域機関が発信するもの。 2 国際連合憲章 国際連合憲章 (昭和31年条約第26号。以下「国連憲章」といいます。)第6章、第7章及び第8章の規定の適用上における危急の場合に、一定の有資格者が発受する電報 3 官報 憲章附属書に定める一定の有資格者が発信する電報及びその返信 名象電報 気象の観測又は予報のみを内容とする電報で、公の気象機関及びその機関と公の関係にある局相互間において発受するもの 5 赤十字電報 「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和29年条約第25号)及は「戦時における立民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和29年条約第25号)及は「戦時における立民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和29年条約第25号)及は「戦時における立民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和29年条約第25号)及は「戦時における立民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和29年条約第25号)及は「戦時における立民の保護に関する1949年8月12日のジュネービ条約」(昭和29年8月12日のジュネービ条約」(昭和29年8月12日のジュネービ条約)(昭和29年8月12日のジュネービ系)(昭和29年8月12日のジュネービ系)(昭和29年8月12日のジュネービ系)(昭和29年8月12日のジュネービス)(昭和29年8月12日のジュネービス)(昭和29年8月12日のジュネービス)(日本ビス)(日		
(1)海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関する電報。 (2)伝染病に関する特別に緊急な電報で、世界保健機関の本部又はその地域機関が発信するもの。 2 国際連合憲章 国際連合憲章 (昭和31年条約第26号。以下「国連憲章」といいます。)第6章、第7章及び第8章の規定の適用上における危急の場合に、一定の有資格者が発受する電報 3 官報 憲章附属書に定める一定の有資格者が発信する電報及びその返信4 気象電報 気象の観測又は予報のみを内容とする電報で、公の気象機関及びその機関と公の関係にある局相互間において発受するもの 5 赤十字電報 「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和	種類	内
る電報。	1 人命安全電報	憲章第40条の規定に基づく次の電報
(2) 伝染病に関する特別に緊急な電報で、世界保健機関の本部 又はその地域機関が発信するもの。 2 国際連合憲章 国際連合憲章(昭和31年条約第26号。以下「国連憲章」といいま す。)第6章、第7章及び第8章の規定の適用上における危急の 場合に、一定の有資格者が発受する電報 3 官報 憲章附属書に定める一定の有資格者が発信する電報及びその返信 4 気象電報 気象の観測又は予報のみを内容とする電報で、公の気象機関及び その機関と公の関係にある局相互間において発受するもの 「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和		(1) 海上、陸上、空中及び宇宙空間における人命の安全に関す
又はその地域機関が発信するもの。 2 国際連合憲章 国際連合憲章 (昭和31年条約第26号。以下「国連憲章」といいます。)第6章、第7章及び第8章の規定の適用上における危急の場合に、一定の有資格者が発受する電報 3 官報 憲章附属書に定める一定の有資格者が発信する電報及びその返信 4 気象電報 気象の観測又は予報のみを内容とする電報で、公の気象機関及びその機関と公の関係にある局相互間において発受するもの 5 赤十字電報 「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和		る電報。
2 国際連合憲章 国際連合憲章 (昭和31年条約第26号。以下「国連憲章」といいます。)第6章、第7章及び第8章の規定の適用上における危急の場合に、一定の有資格者が発受する電報 3 官報 憲章附属書に定める一定の有資格者が発信する電報及びその返信4 気象電報 気象の観測又は予報のみを内容とする電報で、公の気象機関及びその機関と公の関係にある局相互間において発受するもの 「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和		(2) 伝染病に関する特別に緊急な電報で、世界保健機関の本部
電報 す。)第6章、第7章及び第8章の規定の適用上における危急の場合に、一定の有資格者が発受する電報 3 官報 憲章附属書に定める一定の有資格者が発信する電報及びその返信 4 気象電報 気象の観測又は予報のみを内容とする電報で、公の気象機関及びその機関と公の関係にある局相互間において発受するもの 「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和		又はその地域機関が発信するもの。
場合に、一定の有資格者が発受する電報 3 官報 憲章附属書に定める一定の有資格者が発信する電報及びその返信 4 気象電報 気象の観測又は予報のみを内容とする電報で、公の気象機関及びその機関と公の関係にある局相互間において発受するもの 5 赤十字電報 「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和	2 国際連合憲章	国際連合憲章(昭和31年条約第26号。以下「国連憲章」といいま
3 官報 憲章附属書に定める一定の有資格者が発信する電報及びその返信 4 気象電報 気象の観測又は予報のみを内容とする電報で、公の気象機関及び その機関と公の関係にある局相互間において発受するもの 5 赤十字電報 「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和	電報	す。)第6章、第7章及び第8章の規定の適用上における危急の
4 気象電報 気象の観測又は予報のみを内容とする電報で、公の気象機関及び その機関と公の関係にある局相互間において発受するもの 5 赤十字電報 「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和		場合に、一定の有資格者が発受する電報
その機関と公の関係にある局相互間において発受するもの 5 赤十字電報 「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和	3 官報	憲章附属書に定める一定の有資格者が発信する電報及びその返信
5 赤十字電報 「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和	4 気象電報	気象の観測又は予報のみを内容とする電報で、公の気象機関及び
		その機関と公の関係にある局相互間において発受するもの
90年条約等95号) フは「獣時における立足の促進に関する1040年	5 赤十字電報	「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和
20千米町第25万/ 久は「戦時にわける文氏の休護に関する1949千		28年条約第25号) 又は「戦時における文民の保護に関する1949年
8月12日のジュネーヴ条約」(昭和28年条約第26号)に基づき、		8月12日のジュネーヴ条約」(昭和28年条約第26号)に基づき、
一定の有資格者が発信する電報		一定の有資格者が発信する電報
6 (削除) (削除)	6 (削除)	(削除)
7 一般私報 前各欄及び第11条(取扱いを随意とする国際電報)に掲げるもの	7 一般私報	前各欄及び第11条(取扱いを随意とする国際電報)に掲げるもの
		以外の電報

(取扱いを随意とする国際電報)

第11条 次の種類の国際電報は、外国が取り扱う場合に限って取り扱います。

種 類	内	容
1 郵便送金電報	外国との間に為替及び払込為替を行	
	郵便為替交換局が差し出し、外国語	郵便為替交換局又は郵便小切手
	局が受け取る電報並びに外国との	間に振替及び払込みを電信によ
	って交換するため、郵便小切手局だ	が発受する電報
2 ITU料金免除電	条約第32条第24号に規定する料金の	の免除を受ける権利に基づき、
報	国際電気通信連合の会議及び会合	への代表、代表者等が発受する
	電報	

第12条 (削除)

第2節 国際電報の記載方法等

(国際電報の記載順序)

第13条 国際電報は、次の順序に従って記載してください。

1 取扱指定(これがある場合に限ります。)

- 2 あて名
- 3 本文
- 4 署名(これがある場合に限ります。)

(取扱指定の記載方法)

第14条 発信する国際電報の種類に従って、次の取扱指定を記載してください。ただし、 人命安全電報の取扱指定については、国際電報サービス取扱所において記載します。

(1) 国際電報の種類を示す取扱指定

国際電報の種類		取扱指定
人命安全電報		SVH
国際連合憲章電報		ETATPRIORITE
官報	先順位を請求した官報	ETATPRIORITE
	先順位を請求しない官報	ETAT
気象電報		OBS
赤十字電報		RCT
郵便送金電報		POSTFIN
ITU料金免除電報		CONFERENCE

(2) (削除)

第15条 (削除)

(あて名の記載方法)

- 第16条 国際電報のあて名は、その電報を配達するために必要なすべての事項を、第8条 に規定する文字、数字及び記号を用いてできる限り着信国の国語によって記載してください。
- 2 国際電報のあて名には、少なくとも次の事項を記載してください。

2 <u>国际电報が切りて行には、</u>	なくこのパッチを比較してくだこと。
あて名の区分	記載事項
1 一般のあて名	1 受取人名
	2 受取人が居住する街路及び大通り等の名称(必要
	があるときは、番号で補足してください。)
2 郵便私書箱を指定する	1 受取人名
あて名	2 「BOITEPOSTALE」の標記(「POSTBOX」等これに相当
	するものを含みます。)
	3 私書箱のある郵便局名及び私書箱の番号
3 郵便局留置を指定する	1 受取人名
あて名	2 「POSTERESTANTE」の標記(これに相当するものを
	含みます。)及び留置する郵便局名
/±±; ±≠,	

備考

他人の家にいる方にあてる国際電報のあて名には、受取人名の次に、「CARE OF」「CHEZ」その他これに相当する語を記載してください。

(本文及び署名の記載方法)

第17条 国際電報の本文及び署名は、いかなる言語でも記載することができます。ただし、着信国が使用できる国語を指定している場合は、その制限に従って記載してください

0

第17条の2 (削除)

第3節 国際電報の発信方法

(発信方法)

- 第18条 国際電報は、次のいずれかの電気通信設備によって当社が指定した国際電報サービス取扱所へ発信してください。
 - (イ) 加入電話設備
 - (ロ)総合ディジタル通信サービス設備
 - (ハ) 公衆電話又はディジタル公衆電話設備
 - (二) 有線放送電話接続電話設備
 - (ホ) 音声利用 I P通信網サービスに係る設備
 - (へ) 携帯電話、衛星電話等に係る設備
 - (ト) その他当社が指定する電気通信サービスの設備
 - (注) 本条 (ト) にて当社が指定する電気通信サービスの設備はインターネットに係る 設備とします。

(発信時間)

第18条の2 国際電報は、年末年始及び祝日を除く月曜日から土曜日の9時から17時の間 に発信してください。

(発信の取扱いの停止)

- 第19条 当社は、国際電報の発信の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾 します。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、発信人が料金等(料金、割増金又は延滞利息をいいます。以下同じとします。)の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるときは、その申込みを承諾しないことがあります。

第4節 国際電報の配達

(配達方法)

第20条 外国から着信する国際電報(以下「着信国際電報」といいます。)は、国際電報 サービス取扱所から電子郵便又は速達郵便によって発送します。

(夜間等に着信した国際電報の発送)

第21条 着信国際電報が、発送可能日(年末年始及び祝日を除く月曜日から土曜日)の9時から17時以外の時間に受持配達国際電報サービス取扱局に着信したときは、翌発送可能日の9時以降に発送を行います。

第22条 (削除)

第23条 (削除)

(配達不能の通知)

- 第24条 国際電報サービス取扱所は、着信国際電報のあて所又は受取人の転居先が不明等の理由で、その電報を配達することができなかったときは、配達不能の旨をその電報の発信局に通知します。
- 2 当社は、外国から前項に相当する通知を受けた場合、速やかにそのことを発信人に通知します。

(誤配達された国際電報の返付及び費用の補償)

- 第25条 国際電報の誤配達を受けた方は、速やかにその電報を国際電報サービス取扱所に 返付するか、又はそのことを通知してください。
- 2 前項の国際電報の返付又は通知を受けた国際電報サービス取扱所は、そのために通常 要すると認められる費用を、その電報の誤配達を受けた方に補償します。

(配達に関する指示及び発信人等の確認)

- 第26条 発信人は、自己の発信した国際電報の配達不能の通知を受けた場合、発信に係る 国際電報サービス取扱所に対して、その電報のあて名の確認又は訂正を請求することが できます。
- 2 受取人は、受持配達国際電報サービス取扱所に対して、配達を受けた国際電報の発信人の氏名、居所又は住所の問合せを請求することができます。

第3章 料金等

第1節 料金

第27条 (削除)

第28条 (削除)

(料金)

第29条 当社が定める国際電報の料金は、料金表に定めるとおりとします。

第2節 料金の支払義務

(料金の支払義務)

第30条 発信人は、その発信した国際電報の料金の支払いを要します。

- 2 受取人に配達されなかった、又は別表第1号に定める基準時間を超えて配達された国際電報の料金の取扱いは、次によります。
- (1) 次のいずれかに該当する国際電報については、発信人は、その国際電報の料金の支払いを要します。
 - イ あて名不十分又は発信人の書体不良に基づき、受取人に配達されなかった、又は 別表第1号に定める基準時間を超えて配達された国際電報
 - ロ 電信業務上の過失のため発生した誤りが、発信人と受取人との間で直接交換した 国際電報によって訂正された場合におけるその直接交換した国際電報
 - ハ 発信人の危険負担において取り扱う地域(遅延若しくは不達のおそれのある地域として当社が指定する地域をいいます。以下同じとします。)にあてて発信し、又は発信人の危険負担において取り扱う地域から着信した国際電報について、その発信人の危険負担において取り扱う地域において業務上の事故が発生した場合におけ

るその国際電報

- (2) 前号の規定によるほか、国際電報の発信人は、次のいずれかに該当する場合を除いて、その発信に係る国際電報の料金の支払いを要します。
 - イ その国際電報が電信業務上の過失によって受取人に配達されなかった場合
 - ロ その国際電報が電信業務上の過失によって、別表第1号に掲げる時間を過ぎて受取人に配達された場合
 - ハ その国際電報が伝送前に発信人の請求によって取り消された場合
 - ニ その国際電報の伝送が憲章第34条及び第35条の規定に基づき、停止された場合
 - ホ 伝送中に発信局名又は受付日付が変わったため、その目的を達することができな かった場合
 - へ 国際電報の文字、数字又は記号の伝送上の誤り又は脱落のため、その電報全体の 意味が変り、又は不明となった場合(別表第1号に掲げる時間内にその誤りを訂正 し、又はその脱落を補った場合を除きます。)
- 3 当社は、支払いを要しないこととされた国際電報の料金が既に支払われている場合、 その発信人からの請求により、その料金を返還します。

(割増金)

第31条 国際電報の料金の支払いを不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を、割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第31条の2 発信人は、国際電報の料金又は割増金について、請求書に指定する期日(以下本条において「支払期日」といいます。)までにその料金又は割増金を支払わないときは、支払期日の翌日からその料金又は割増金の支払いの日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合(年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日あたりとします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあったときは、この限りでありません

第4章 損害賠償等

(損害賠償)

- 第32条 当社は、国際電報サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰するべき 事由によりその提供を行わなかったときは、その国際電報の発信人からの請求により、 次の各号に該当する場合に限り、当該契約者の損害を賠償します。
 - (1) 電信業務上の過失によって受取人に配達されなかった場合(不達の原因が、あて名 不十分又は発信人の書体不良に基づくものを除きます。)
 - (2) 電信業務上の過失によって、別表第1号に掲げる時間を過ぎて受取人に配達された場合(遅延の原因が、あて名不十分又は発信人の書体不良に基づくものを除きます。)
 - (3) 伝送中に発信局名又は受付日付が変わったため、その目的を達することができなかった場合
 - (4) 伝送中に国際電報に含まれる文字、数字又は記号が脱落した場合(別表第1号に掲 げる時間内にその脱落を補った場合を除きます。)
 - (5) 電信業務上の過失のため発生した誤りのため、その電報全体の意味が変わり、又は 不明となった場合(別表第1号に掲げる時間内にその誤りを訂正した場合を除きます

。)

- 2 前項の場合において、次の各号に該当する場合には、損害賠償請求には応じません。
- (1) 電信業務上の過失のため発生した誤り又は脱落が、発信人と受取人との間に直接交換した国際電報によって訂正された場合
- (2) 国際電報の配達不能が発信人に通知されなかった場合又はその通知が遅延した場合
- (3)発信人の危険負担において取り扱う地域にあてて発信し、又は発信人の危険負担において取り扱う地域から着信した国際電報について、その発信人の危険負担において 取り扱う地域において業務上の事故が発生した場合
- 3 第1項の場合において、当社は、その国際電報の料金の額を発生した損害とみなし、 その額に限って賠償します。
- 4 当社は、当社の故意又は重大な過失により国際電報サービスの提供を行わなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(料金返還の請求)

- 第33条 第30条 (料金の支払義務) 第3項の規定により、国際電報の料金の返還を受けようとする発信人は、国際電報を発信した国際電報サービス取扱所に、その旨を請求していただきます。
- 2 前項の規定により国際電報の料金の返還を請求する場合には、その請求に係る事実を 証する書類を提出していただくことがあります。

第5章 各種類の国際電報の取扱条件

(各種類の国際電報の取扱条件)

第34条 人命安全電報等の国際電報の取扱条件は、次のとおりとします。

国際電報の種類	取 扱 条 件
1 人命安全電報	(1)機関又は個人のいずれから差し出された場合でも、明らかに一
	般的な利益に関するもので、かつ、特別に緊急な人命の安全に関
	するものでなければなりません。
	(2) 人命の安全に関する特別な緊急な電報であることの証明を必要
	とします。
2 国際連合憲章	危急の場合に、次に掲げる方相互間に交換されるものは、発信人がそ
電報	の旨証明することを条件に、国際連合憲章電報として取り扱います。
	① 安全保障理事会議長
	② 総会議長
	③ 国際連合の事務総長
	④ 軍事参謀委員会委員長
	⑤ 軍事参謀委員会に付属する地域的小委員会の委員長
	⑥ 安全保障理事会又は総会への代表者
	⑦ 軍事参謀委員会の構成員
	⑧ 安全保障理事会又は総会が設置した委員会の議長又は幹事
	⑨ 国際連合のための任務を遂行中の方
	⑩ 国の元首
	⑪ 政府の一員である大臣
	⑩ 軍事地域として指定された信託地域の行政長官
3 官報	(1) 次に掲げる方から発信する国際電報及びこれに対する返信は、
	官報として取り扱います。

	① 国の元首
	② 政府の首長及び政府の一員である方
	③ 陸軍、海軍又は空軍の司令長官
	④ 外交官又は領事官
	⑤ 国際連合の事務総長及び国際連合の主要機関の長
	⑥ 国際司法裁判所
	(2) 前項に規定する場合のほか、「国際連合の特権及び免除に関す
	る条約」(昭和38年条約第12号)第3条及び「専門機関の特権及
	び免除に関する条約」(昭和38年条約第13号)第4条の規定に基
	づき、国際連合及び専門機関から発信する公用の国際電報を官報
	として取り扱います。
	(3) 第1項及び第2項に該当する方が官報を発信する場合は、発信
	紙の余白に印章を押してください。
	(4) 商業に従事する領事官が発信する国際電報は、官史にあって、
	かつ、職業上の事項に関するものに限って官報とすることができ
	ます。
	(5) 第1項及び第2項に該当しない方が、その受け取った官報に対
	する返信を官報として発信する場合は、原官報の送達紙を提示し
	てください。
4 気象電報	発信人は、国際電報サービス取扱所からその電報の本文が気象の観測
	又は予報のみを内容としていることについて説明を求められたときは
	、これに応じなければなりません。
5 赤十字電報	(1)赤十字電報の発信紙には、収容所の公印を押すか、又は収容所
	の長若しくはその代理人が署名してください。
	(2) 「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約」(昭
	和28年条約第25号)又は「戦時における文民の保護に関する1949
	年8月12日のジュネーヴ条約」(昭和28年条約第26号)に規定さ
	れている各国の被保護者情報局又は中央被保護局若しくはこれら
	の代表団の発信する赤十字電報並びに公に承認された戦争被害者
	救済団体の発信する赤十字電報の発信紙には、これらの局、代表
	団又は団体の公印を押してください。
6 ITU料金免除	(1) 国際連合の会議又は会合の際に、料金免除の特権が与えられる
電報	次の方から発信する国際電報は、ITU料金免除電報として取り
	扱います。
	① 国際電気通信連合の会議若しくは会合への代表又は代表者
	② 国際電気通信連合の管理理事会委員
	③ 国際電気通信連合の事務総局長又は事務総局次長
	④ 国際電気通信連合の各諮問委員会委員長
	⑤ 国際周波数登録委員会委員
	(2)前項に規定する場合のほか、代表等とその主管庁又は国際電気
	通信連合の所在地との間に交換される電報をITU料金免除電報
	として取り扱います。

第6章 原書の閲覧及び謄写

(原書の閲覧及び謄写)

- 第35条 発信人又は受取人は、国際電報の発信又は着信した月の翌月から起算して6か月の期間内に限って、その原書(第19条に基づき当社が承諾した国際電報又は着信国際電報の原本として、当社が保存しているものをいいます。)の閲覧又は謄写を請求することができます。
- 2 前項の請求をする発信人又は受取人には、本人であることを証明していただきます。

第7章 雑則

第36条 (削除)

第37条 (削除)

(発信人又は受取人に係る情報の利用)

第38条 当社は、発信人又は受取人に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者(当社と相互接続協定(当社が当社以外の電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者又は同法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。)との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。)を締結している電気通信事業者をいいます。)の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求その他の当社の約款に係る業務の遂行上必要範囲で利用します。

なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーのとおりとします。

料金表

通則

(料金等の計算方法等)

- 1 国際電報の料金は、1の発信ごとに計算します。 ただし、同時に2以上の発信の申込みがあったとき、その他当社の業務の遂行上支障がないときは、複数の国際電報の料金を合算して請求することがあります。
- 2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じたときは 、その端数を切り捨てます。

(料金等の請求等)

- 3 国際電報の料金は、特段の事情がある場合を除き、その発信のあった月の翌月に発信 人に請求します。
- 4 発信人は、国際電報の料金等について、当社が指定する期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

第1 料金

1 適用

国際電報の料金の適用については、第30条(料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分			容
(1) 料金の適	イ 国際電報の	の料金は、次表に定める	基本料と加算料の合計としま
用	す。		
	区分	内	容
	基本料	1の発信ごとに支払い	を要するもの。
	加算料	有料語 (国際電報の取	扱指定、あて名、本文及び署
		名に含まれる全ての語	(間隔で分離された文字、数
		字又は記号の集合であ	って、10字を超えるものにあ
		っては、10字までごと	に区切ったおのおのをいいま
		す。)をいいます。以	下同じとします。)の数に応
		じて支払いを要するも	\mathcal{O}_{\circ}
	ロ 基本料は、	2 (料金額) に定める	とおりとします。
	ハ 加算料は、	,有料語の数に2(料金	注額)に定める1語料金の料金
	額を乗じるこ	ことにより算定します。	
(2) 赤十字電	赤十字電報の料	料金は、(1)に基づき	:算定した料金の額の4分の1
報の料金の	とします。		
取扱い			
(3) ITU料	ITU料金免隊	除電報の料金は、無料と	: します。
金免除電報			
の料金の取			
扱い			

2 料金額

(1) 基本料

1の発信ごとに

区 分	料金額
基本料	3,000円

(2) 加算料

有料語1語ごとに

区分	料金額
1 語料金	240円

別表第1号 国際電報の料金を返還する場合の基準時間

が次が17 国外电報が付金と交送 / 3 2 1 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
国際電報の種類等	基準時間
人命安全電報	
国際連合憲章電報	
先順位を請求した官報	12吋用
気象電報	
(削除)	
先順位を請求しない官報	
赤十字電報	24時間
一般私報	
郵便送金電報	
tite day	

備考

- 1 上表の基準時間は、国際電報の受付時刻から計算します。
- 2 閉局中の時間、電信回線の運用休止中の時間及び郵便による配達の時間は、上表の基準時間に算入しません。

別表第2号 非常事態が発生した場合等における利用の制限

- 1 先順位を請求しない官報、赤十字電報、一般私報、郵便送金電報及びITU料金 免除電報は、発信人が遅延又は不達のおそれがあることを承知して発信するものの ほかは、受け付けません。
- 2 人命安全電報、国際連合憲章電報、先順位を請求した官報及び気象電報のほかは、受け付けません。
- 3 人命安全電報、国際連合憲章電報、先順位を請求した官報及び気象電報であって、発信人が遅延又は不達のおそれがあることを承知して発信するもののほかは、受け付けません。

附則

(実施期日)

第1条 この契約約款は、昭和60年4月1日から実施します。

(旧契約約款の廃止)

第2条 国際電報サービス契約約款 (昭和57年6月26日当社公示第66号) (以下「旧契約約款」といいます。) は昭和60年3月31日限り廃止します。

(旧契約約款に関する料金等支払いに係る経過措置)

第3条 この契約約款の実施前に、旧契約約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった国際電報サービス等の料金等については、なお従前の例によります。

(旧契約約款による手続等の効力)

第4条 この契約約款の実施前に、旧契約約款によってなされた申込み、承諾等であって、この契約約款に相当する規定があるものは、この契約約款によって行ったものとみなします。

附 則(昭和60年7月31日公告第91号)

- 第1条 この改正規定は、昭和60年10月1日から実施します。
- 第2条 この改正規定実施前に配達先変更の登録をしている方の取扱いについては、この 改正規定実施後も昭和61年3月31日まで、なおその効力を有します。

附 則(平成5年4月16日国計サー第38号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成5年6月1日から実施します。

(旧契約約款における料金等の支払いに係わる経過措置)

第2条 この改正規定の実施の前に、旧契約約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった国際ファクシミリ電報サービス等の料金等については、なお従前の例によります。

(旧契約約款における国際ファクシミリ電報の取扱いに係わる経過措置)

第3条 この改正規定の実施の前に発信し、又は着信した国際ファクシミリ電報の取扱い については、なお従前の例によります。

附 則(平成5年11年17日国計サー第16号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成6年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに係わる経過措置)

第2条 この改正規定の実施の前に、旧契約約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった国際写真電報サービス等の料金等については、なお従前の例によります

(旧契約約款における国際写真電報の取扱いに係わる経過措置)

第3条 この改正規定の実施の前に発信し、又は着信した国際写真電報の取扱いについては、なお従前の例によります。

附 則 (平成7年12月25日 国サ計ニ第89号の1)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成8年1月1日から実施します。

(国際電信クレジットカードに係わる経過措置)

第2条 この改正規定の実施の前に、改正前の規定により交付を受けている国際電信クレ

ジットカードの取扱い及び料金の支払いについては、なお従前の例によります。 (料金等の支払いに係わる経過措置)

第3条 この改正規定の実施の前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった国際電報サービス等の料金等については、なお従前の例によります。

附 則 (平成8年8月28日 国サ計第74号) (実施期日)

第1条 この改正規定は、平成8年8月28日から実施します。

附 則 (平成9年3月31日 国サ計第46号) (実施期日)

第1条 この改正規定は、平成9年4月1日から実施します。

附 則(平成9年5月29日 国サ計第83号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成9年6月1日から実施します。

(改正前の規定による料金等に関する経過措置)

第2条 この改正規定の実施の前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった国際電報サービス等の料金等については、なお従前の例によります。

附 則 (平成9年10月29日国サ計第164号の2)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成10年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに係わる経過措置)

第2条 この改正規定の実施の前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった国際無線電報サービス等の料金等については、なお従前の例によります。 (国際無線電報の取扱いに係わる経過措置)

第3条 この改正規定の実施の前に発信し、又は着信した国際無線電報の取扱いについては、なお従前の例によります。

附 則(平成10年2月19日 国サ計第18号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成10年3月1日から実施します。

附 則(平成11年6月4日マメ企第93号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成11年7月1日から実施します。ただし、この改正規定中、発信時間に関する部分については、平成11年8月1日から実施します。

附則(平成11年11月18日 マル企第119号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成11年12月1日から実施します。

(損害賠償に関する経過措置)

第2条 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附 則(平成11年12月6日 電サ推第293号) (実施期日)

第1条 この改正規定は、平成12年1月1日から実施します。

附 則(平成12年9月7日 サ企第80号) (実施期日)

第1条 この改正規定は、認可後速やかに実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成12年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成13年6月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに係わる経過措置)

第2条 この改正規定の実施の前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった国際電報サービス等の料金等については、なお従前の通りとします。

(料金等の返還に係わる経過措置)

第3条 この改正規定の実施の前に、改正前の規定により返還、又は返還されなければならなかった国際電報サービス等の料金等については、なお従前の通りとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成24年4月15日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった国際電報サービス等の料金等については、なお従前のとおりとします。

(附則の改正)

3 平成9年6月1日付附則第2項は、次のとおりに改めます。

(改正前の規定による料金等に関する経過措置)

第2条 この改正規定の実施の前に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった国際電報サービス等の料金等については、なお従前の例によります。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。